



《東京都中学校長会》

平成31年 4月

4月 会長だより

会長 小澤 雅 人

1 挨拶

春分の日に合わせてように桜が開花し、新年度の始業式・入学式まで桜はもたないだろうと思っていましたが、花冷えの期間が思った以上に長く桜が舞う中で新年度を迎えることができました。

4月1日に新元号が発表され、『令和』の新時代が5月から始まっていきます。各学校では新年度が始まり、始業式・入学式が終わってようやく一段落したところではないでしょうか。各地区の校長会では、地区の校長会長や役員等の選出が行われ、新たな組織でスタートしたところだと思います。昨年度末に統廃合もあり、今年度、東京都中学校長会は612名の会員で運営してまいります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

東京都全体では、この3月でご勇退された会員は103名（定年退職97名、定年前退職6名）、再任用校長からの退任は57名でした。東京都の中学校教育の発展・充実のために長きにわたりご尽力くださり誠にありがとうございました。今年度、再任用としてご尽力いただく校長先生が総勢で159名（再任用1年目は67名）となりました。再任用制度が始まり、14年を数えます。平成18年度では再任用校長は2名でしたが、現在は会員数の約4分の1が再任用となり、まだ管理職任用の課題が継続していく現状があります。このような中で、新たに昇任された校長先生が58名となり、これからのご活躍を期待しています。様々な場面で副校長職との違いを体験されていることだと思います。本会の『東京都中学校長会会則』第2条「設立の目的」に、「本会は会員相互の緊密な協力のもとに、職能の向上を図り、本都中学校教育の振興発展に寄与することを目的とする」と謳われています。昇任された校長先生方にも本会の活動にも積極的に関わっていただき、本会が組織としての交流や情報交換を積極的に行い、各校やそれぞれの地区、更には東京都の教育課題の解決の一助となることを願っています。

昨年度、本会は「部活動のガイドラインの策定」、「働き方改革」に係る課題、「都立高校の入学選抜制度の改善」に向けた取組などの課題解決に取り組んできましたが、今年度に引継ぐ課題も多くあります。612名の校長先生方の力を結集し、教育課題の解決を図るとともに、東京都の中学校教育の振興・発展に寄与していきたいと考えています。私たち校長がリーダーシップを発揮し、教育改革に積極果敢に取り組むとともに、迅速丁寧に、誠意をもってさまざまな教育課題の解決を図っていくことも求められています。解決の難しい課題もありますが、会員の英知を結集することが課題解決の近道と考えています。今年度も、昨年度に引き続き会員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

4月25日（木）に江東区「ティアラこうとう」で開催される「定期総会・研究発表会」で、本会が新しい組織に変わります。それまでは平成30年度の役員・理事による運営となりますのでご了承ください。定期総会後には、顕彰が行われご勇退された校長先生方に感謝状をお渡しするとともに、新会員の先生方をご紹介させていただきます。心からの感謝と歓迎の気持ちを表したいと思っておりますので、お忙しい中とは存じますが、全ての会員が出席できるようご配慮ください。

平成30年度の役員・理事の皆様には、公私にわたり大変お世話になりました。皆様方には、様々にご負担をおかけしてしまいながらも、お力添えをいただき御礼申し上げます。おかげさまで、本

会の円滑な運営ができたと思います。本当にありがとうございました。また、新年度の会長並びに役員・理事の選出にご協力いただいたことにも改めて感謝申し上げます。総会以降は、新会長を中心に役員・理事となられる皆様方による運営となります。どうぞよろしくお願いいたします。

2 当面の課題

(1) 会則の改正

今年度の総会に、3月の地区代表者連絡会で承認いただいた会則の改正を提案させていただきます。改正の主な内容は以下の通りです。

① 会則第6章第6条 本会に次の各号に掲げる役員、会計監査及び理事を置く。ただし、再任用校長は役員等になることはできない。

→ただし、再任用校長は役員になることはできない。

改正の理由は以下の通りです。

○大量退職の傾向が続く中、平成30年度当初には中学校再任用校長の総数が150名となり、中学校長会員の約25%を占める現状となっています。本会の運営に再任用の校長を除外することは大きな損失となることから、役員以外の運営役を担うことを認めていくことは、より本会の運営の向上に繋がると考え上記の改正案を提案いたします。

本改正は平成31年度からの適用とし、平成31年度理事選出における指名理事の任命より適応いたします。

また、上記第6章第6条の改正に伴い、他の条項の文言を適合させることから、以下の条項についても修正を行います。

第7章第7条（役員・理事の任期）第7条 役員・理事の任期は…。

第8章（役員・理事の選出）。

第9章第10条（役員・理事の任務）。

(2) 今年度特に注視していく必要がある課題（働き方改革、都立高校入学者選抜）

都教委の働き方改革の一環として、新たな時数軽減のモデル事業が始まりました。一部の中学校において計画されていると思います。また、様々な人的な支援としてスクールサポートスタッフ事業や副校長支援員の配置などに取り組まれている学校もあります。その他にも、各地区において独自の取組も進んできています。これらの改善から、各学校の業務改善を図っていくことも大きな課題となっています。様々な実践事例を、地区代表者連絡会等を通じて共有していくことが、今後の働き方改革を推進していく上で大きな意味があります。是非ともよろしくお願いいたします。

英語科における4技能の充実を図ることも踏まえ、スピーキングテスト導入に向けた試行が始まっています。本会進路対策委員会が中心となり、都教育庁と協議を進めています。また、入学者選抜制度の見直しも行っているところです。各学校や地区で捉えている課題も、進路対策委員会を通じて検討していけるよう情報提供をお願いいたします。さらには、新たなタイプの通信制課程の学校や、広域通信制課程への志願生徒の増加に関わる課題も出てきています。生徒の適切な進路選択や進路指導に向けた課題も増してきています。今まで以上に密接な情報の共有と発信が重要となっていきます。